最終更新日：2016年6月20日
山洋電気株式会社
代表取締役 山本茂生
問合せ先：執行役員管理部門担当 田母神観一郎
証券コード：6516
http://sanyodenki.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは，経営の透明性やコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに，経営環境の変化に迅速に対応出来る組織体制と株主重視の公正な経営システムを構築，維持することを重要施策としています。
また，会社の存在価値を高めることを目指し，企業理念

「私たち山洋電気グループは，すべての人々の幸せをめざし，人々とともに夢を実現します。」

を掲げ，この企業理念遂行のため各ステークホルダーの立場を尊重する姿勢を下記の通り明示しています。

「社会や環境に対しては，
企業活動を通じて，地球環境の保全および人類の繁栄に寄与する経営をします。
お客さまやユーザーに対しては，
技術，製品，サービスを通じて，お客さまやユーザーにとっての，新たな価値の創造が実現できる経営をします。
協力会社や取引会社に対しては，
部品材料の取り引き，製造委託，共同開発を通じて，相互の技術の発展と共存共栄を目指す経営をします。
投資家や金融機関に対しては，
健全かつ発展的な経営と，わかりやすい情報を通じて，投資メリットと信用を増大させる経営をします。
同業者や競争会社に対しては，
技術提携や競争を通じて，産業の発展と技術の発展を共創する経営をします。
社員に対しては，
仕事や会社生活を通じて，社員が自己実現を図れる会社とする経営をします。」

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

＜原則4－2，4－2（1） 取締役会の役割・責務＞
当社では，取締役の任期が2年であることから，中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬は，現在実施しておりません。
今後，何らかのインセンティブの付与を行う際には，取締役会にて決定いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は，次のとおりです。

＜原則1－4 いわゆる政策保有株式＞
当社では，企業戦略的に必要な場合や，取引先との関係を強化する場合に，株式を保有しております。
また，議決権行使に際しては，画一的な基準で賛否を判断するのではなく，当社の中長期的な企業価値の向上に資するかどうかを総合的に判断し行使します。

＜原則1－7 関連当事者間の取引＞
当社が，当社役員や主要株主との取引をおこなう場合には，取締役会での審議と決議を要することとしています。
また，その取引の経過についても，適宜，取締役会で報告されております。

＜原則3－1 情報開示の充実＞
（ⅰ）当社では，企業理念，ポリシーを定め，ウェブサイトで開示しています。
https://www.sanyodenki.co.jp/contents/corporate_data/philosophy_policy/list_01.html
また，中長期的な会社の経営戦略として，当社グループでは，2016年4月から5年間の「第8次中期経営計画」をスタートさせ，その内容を決算短信で開示しております。
決算短信
https://www.sanyodenki.co.jp/contents/investor_relations/ir_library/financial_results/list_01.html
（ⅱ）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は，本報告書の「1．1．基本的な考え方」をご参照ください。
（ⅲ）当社の取締役の報酬は，定額報酬と役員賞与で構成されています。
なお，定額報酬は能力と任務を考慮して決定されており，役員賞与は業績を反映して決定しております。また，その決定の手続きは，株主総会で決議された総額の範囲内で，個々の額は取締役会において決議されております。さらに取締役7名中3名を独立社外取締役とすることで，独立性・客観性を確保しております。
（ⅳ）取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針については，取締役会において，求められる役割を適切に遂行することが可能な知識・経験及び能力を判断して行っております。これに加え，監査役候補については監査役会の同意を得ることとしております。
また，社外役員の独立性に関しては，東京証券取引所の定める独立性の要件に従い，当社との間に特別な人的関係，資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお，社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。選任の手続きにおいては，候補者の指名の段階より独立社外取締役への相談をおこなっており，審議の場においても独立社外取締役の助言を得ております。
（ⅴ）候補の指名を行う際は，上記（ⅳ）に加え，株主総会参考書類で説明しております。
https://www.sanyodenki.com/archive/document/investorrelations/shareholdersmeeting/shareholder_meeting_114_reference_jp.pdf

＜補充原則4－1（1） 取締役会から経営陣への委任範囲＞

当社では取締役会規則および執行役員会規則として，取締役会，執行役員会それぞれの付議基準を定めることで，委任の範囲を明確にしております。
例えば，以下のような案件については取締役会または執行役員会での審議を必要と定めております。
・決算の確定
・重要な投資
・新製品の企画開発
・各計画の決定
・重要な財産の処分および譲受
・多額の借財
取締役会，執行役員会の付議基準以外の事項については，業務執行取締役または執行役員に権限を委任し，機動的な業務執行を行っております。

＜原則４－９ 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞
当社は，東京証券取引所が定める独立性基準を当社の基準として採用し，独立社外取締役の候補者を選定しております。

＜補充原則４－１１（１） 取締役会の構成に関する考え方＞
当社の取締役の人数は，定款で10名以内と定めております。その人選においては，各事業分野に精通した人物や，法務・会計・経営に関する知見を有する人物を選任することにより，知識・経験・能力のバランスと多様性を確保しております。
なお，取締役に求められる要件は一様ではなく，選任に関する方針は固定されるべきではないと考えております。

＜補充原則４－１１（２） 取締役および監査役の兼任状況＞
役員の兼任状況につきましては，株主総会招集通知，有価証券報告書により毎年開示をおこなっております。
株主総会招集通知
https://www.sanyodenki.com/archive/document/investorrelations/shareholdersmeeting/shareholder_meeting_114_reference_jp.pdf
有価証券報告書
http://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS02420/15679bd3/9332/4d8c/b61c/24f850f3dc84/S1007PVA.pdf

＜補充原則４－１１（３） 取締役会の実効性に関する分析・評価の概要＞
当社取締役会は，主要な事業の業務に精通した取締役を選任するほか，様々な分野で広い知見や経験を持つ社外取締役を選任しています。
また監査役会については財務・会計に関する適切な知見や，金融機関や事業会社での業務執行の経験を有する監査役を選任するなど，全体のバランスを考慮し選任しています。
以上のような構成のもと，当社では取締役会が十分に機能し，実効性を実現しているものと評価しています。
なお，取締役の評価は，業績によって評価され，開示されるべきものと考えております。

＜補充原則４－１４（２） 取締役・監査役のトレーニングの方針＞
取締役および監査役は，その役割および機能を果たすために，当社グループの事業，財務，組織等につき，各担当部署及び担当役員からの説明や施設見学等を通じ，会社情報に関する十分な理解を形成しています。

＜原則５－１ 株主との建設的な対話に関する方針＞
当社は，株主との対話，投資家に対する情報発信は，持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために不可欠なものと考えております。
当社の投資家説明会およびIR活動は，管理部門担当役員が管掌しています。実務においては，広報部をこれらに対する中心的な部署と位置付け，経理部および総務部が適宜協力することで，年2回の機関投資家向け決算説明会をはじめ，個別面談や工場見学等を実施しております。
また，アニュアルレポートやビジネスレポートを発行し，ホームページにも掲載することで，広く情報を開示しております。
また，投資家との対話において把握された株主の意見は，管理部門担当役員へフィードバックをおこない，その内容に応じて，取締役会や各部門にも必要な情報共有をおこなっております。
インサイダー情報の管理においては，決算発表準備期間中における情報漏洩を防止し開示の公平性を保つため，決算発表前の一定期間を沈黙期間とし，業績およびそれに付随する内容に関する問い合わせへの対応を控えます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
協同興業株式会社	9,229,720	14.23
株式会社みずほ銀行	2,274,232	3.51
CBNY－GOVERNMENT OF NORWAY	2,126,000	3.28
東京海上日動火災保険株式会社	1,913,933	2.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,711,000	2.64
山洋開発株式会社	1,594,000	2.46
日本生命保険相互会社	1,339,133	2.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,231,000	1.90
株式会社八十二銀行	975,601	1.50
三井住友信託銀行株式会社	970,000	1.50

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三宅 雄一郎	弁護士											○
鈴木 徹	公認会計士											○
諏訪 宏	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三宅 雄一郎	○	独立役員に指定しております。現在，他の会社の社外監査役を兼務しております。	弁護士として専門的な知識・経験を当社の経営に活かしていただきたいため社外取締役として選任しています。また，当社との間には特別の利害関係はなく，一般株主と利益相反が生じるおそれは無いと判断しており，独立役員として選任しております。
鈴木 徹	○	独立役員に指定しております。	公認会計士・税理士としての専門的な知識・経験を当社の経営に活かしていただきたいため社外取締役として選任しています。また，当社との間には特別の利害関係はなく，一般株主と利益相反が生じるおそれは無いと判断しており，独立役員として選任しております。
諏訪 宏	○	独立役員に指定しております。2006年8月まで当社取引先金融機関に業務執行者と	長年にわたる金融機関での知識・経験と他社取締役として培った見識を当社の経営に活かしていただきたいため社外取締役として選任しています。また，当社との間には特別の利害

		して在籍していました。	関係はなく，一般株主と利益相反が生じるおそれは無いと判断しており独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査法人は年間予定，業務報告書等の定期的な打ち合わせを含め，必要に応じ適宜情報の交換を行う事で相互の連携を高めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
天野 文雄	他の会社の出身者										△			
小倉 久幸	他の会社の出身者										△			
山本 武	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
天野 文雄		過去において当社と証券代行業務で取引のある日本証券代行株式会社の常務取締役でありました。	長年にわたる金融機関での知識・経験と他社取締役として培った見識を当社の監査に活かしていただきたいため社外監査役として選任しております。なお，当社との間には特別の利害関係はありません。
小倉 久幸		過去において当社の仕入先である日本サーボ株式会社（現・日本電産サーボ株式会社）の常務取締役でありました。	他の会社において長く要職にあり，その知識・経験を当社の監査に活かしていただきたいため社外監査役として選任しております。なお，当社との間には特別の利害関係はありません。

山本 武		過去において当社製品の販売先である株式会社日立製作所に業務執行者として在籍しておりました。	通信，ネットワーク関係の会社で事業部門，営業部門の責任者を務め，その専門的な知識・経験を当社の監査に活かしていただきたいため社外監査役として選任しております。なお，当社との間には特別の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社では，取締役の任期が2年であることから，中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬は，現在実施しておりません。
今後，何らかのインセンティブの付与を行う際には，取締役会にて決定いたします。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬総額229百万円（2016年3月期）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬の額は，株主総会で承認された報酬額の範囲内とし取締役会にて決定します。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

（1）社外取締役については，秘書が窓口となり，各種連絡・情報提供を行っております。
（2）社外監査役については，定期的に開催する監査役会において，常勤監査役からの監査業務記録の報告により，社外監査役へ社内状況の説明および監査実施状況を伝達するとともに意見交換を行い情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 現状の体制について

（1）取締役会は，取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合しているかどうかを常時監視し，定期的な取締役会および必要と認められる機会において，主管部門の責任者から報告を受けるとともに，必要な決議・指示または指導を行います。

（2）取締役会は，職務の執行を組織的に的確かつ迅速に行うために，必要な員数の執行役員を任命し，それぞれの職務に必要な責任と権限を与え，その職務の執行を監督し，取締役会および必要と認められる機会において報告を受けるとともに，必要な決議・指示および指導を行います。

（3）監査役は，取締役の職務執行を監査するとともに，執行役員およびその管轄する社内の部門の職務が法令・定款・社内規定に沿って適切に行われているかどうかを監査します。

（4）社長に直属する監査部は，当社およびグループ会社の組織の業務が法令・定款・社内規定に沿って適切に行われているかを監査するとともに，改善を要する点があれば指導を行います。

（5）取締役会から任命された企業行動規範委員会は，当社およびグループ会社の社員を対象に，法令遵守と企業行動規範の徹底を目的とした教育訓練を推進します。

（6）当社は，監査役会による監査を前提として取締役が執行役員を監督し，執行役員が業務執行を担当することが，現在の当社の事業運営に照らして有効であると考えています。

（7）当期において業務を執行した公認会計士の氏名，業務監査に係る補助者の構成は下記のとおりです。
業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人名
村山　孝　　新日本有限責任監査法人
大野　祐平　新日本有限責任監査法人
会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 8名，その他 12名

2．内部監査および監査役監査，会計監査の状況

（1）内部監査として，企業の不法行為を未然に防ぐことと経営の品質を高めることを使命とし監査部を設置し4名で監査を行っています。

（2）監査役は，取締役会にすべて出席しています。さらに月2回行われる執行役員会に参加し，職務執行を充分に監視できる体制となっています。

（3）監査部，監査役及び会計監査人は年間予定，業績報告等の定期的な打合せを含め，必要に応じ適宜情報の交換を行うことで相互の連携を高めています。

（4）会計監査については，新日本有限責任監査法人を選任しています。監査業務が期末に偏ることなく期中にも適宜，監査が実施され，機械処理されたデータと帳票との整合性の検証を行う等監査体制の充実に努めています。

（5）社外取締役は3名を，社外監査役は3名を選任しています。

（6）社外取締役3名は，取締役会に出席し，議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

（7）社外監査役3名は，取締役会において疑問点等を明らかにするため適宜質問を行っており監査役会において監査に関する重要事項の協議等を行っています。

（8）社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査，監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係は，必要に応じそれぞれと適宜情報の交換を行う事で相互の連携を高めています。

（9）社外取締役および社外監査役の独立性については，選任にあたっての特段の定めはありませんが，専門的な知識・経験に基づく適切な監督または監査といった役割が期待され，一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な方針として選任しています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は，監査役設置会社として，7名の取締役にて，迅速な意思決定と取締役の活性化を図るとともに、コンプライアンス体制の確立等経営改革を行い，経営の公正性および透明性を高め，効率的な経営システムの確立を実現してまいりました。また，社外取締役および社外監査役による客観的・中立的監視のもと，これまで実施してまいりました諸施策が実効を上げており，経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の実施日については，集中日であるかどうかは関知しておらず，可能な限り早期に株主総会を開催するように設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット，携帯電話を用いて議決権行使をおこなうことができます。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（要約）の英文を作成し，当社ホームページに掲載しております。
その他	報告事項等をビジュアル化（パワーポイント，ビデオ映像）しています。また，招集通知をカラー化し，ホームページにも掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年二回実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料，決算短信，有価証券報告書，アニュアルレポート等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報部にて実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	山洋電気グループは，会社の存在価値を高めることを目指し，企業理念を掲げています。そして，企業理念の遂行のため，社会や環境，お客様やユーザー，協力会社や取引会社，投資家や金融機関，同業者や競争会社，社員に対して，それぞれステークホルダーの立場を尊重する姿勢を下記のとおり明記しております。 ・社会や環境に対しては， 企業活動を通じて，地球環境の保全および人類の繁栄に寄与する経営をします。 ・お客様やユーザーに対しては， 技術，製品，サービスを通じて，お客さまやユーザーにとっての，新たな価値の創造ができる経営をします。 ・協力会社や取引会社に対しては， 部品材料の取り引き，製造委託，共同開発を通じて，相互の技術の発展と共存共栄を目指す経営をします。 ・投資家や金融機関に対しては， 健全かつ発展的な経営と，わかりやすい情報を通じて，投資メリットと信用を増大させる経営をします。 ・同業者や競争会社に対しては， 技術提携や競争を通じて，産業の発展と技術の発展を共創する経営をします。 ・社員に対しては， 仕事や会社生活を通じて，社員が自己実現を図れる会社とする経営をします。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境対策委員会が主体となり，環境活動を推進しております。 毎年「環境経営報告書」を発行しているほか，当社ホームページの「環境への取り組み」に情報を掲載し，取り組みの詳細を開示しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)取締役会は，取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合しているかどうかを常時監視し，定期的な取締役会および必要と認められる機会において，主管部門の責任者から報告を受けるとともに，必要な決議・指示または指導を行います。

(2)取締役会は，職務の執行を組織的に的確かつ迅速に行うために，必要な員数の執行役員を任命し，それぞれの職務に必要な責任と権限を与え，その職務の執行を監督し，取締役会および必要と認められる機会において報告を受けるとともに，必要な決議・指示および指導を行います。

(3)監査役は，取締役の職務執行を監査するとともに，執行役員およびその管轄する社内の部門の職務が法令・定款・社内規定に沿って適切に行われているかどうかを監査します。

(4)社長に直属する監査部は，当社およびグループ会社の組織の業務が法令・定款・社内規定に沿って適切に行われているかを監査するとともに，改善を要する点があれば指導を行います。

(5)取締役会から任命された企業行動規範委員会は，当社およびグループ会社の社員を対象に，法令遵守と企業行動規範の徹底を目的とした教育訓練を推進します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1)当社およびグループ会社は，取締役会，執行役員会およびその他の重要な会議における決議事項と報告事項，ならびに稟議決裁の情報を安全に保管します。

(2)当社およびグループ会社は，情報システムを安全に管理し，情報の保全と漏洩防止に万全を期します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)取締役会から任命された危機管理委員会は，当社およびグループ会社の経営に影響をおよぼすリスクを認識するとともに危機管理体制を充実させ，あわせて平時においても事前予防の施策を構築します。

(2)危機管理委員会は，当社およびグループ会社の経営に重大な影響をおよぼす不測事態が発生した場合または発生するおそれが生じた場合の体制を，事前に整備します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会は経営意思決定および業務執行監督を行い，取締役会が任命した執行役員に業務執行を担わせることにより，効率的な経営を行います。

(2)当社およびグループ会社各社は経営活動に有益な情報を共有するとともに，グループ会社各社の重要な意思決定は当社においても取締役会・執行役員会で審議・決議することによってグループ全体の意思統一を図り，効率的な経営を行います。

5. 当社およびグループ会社における業務の適正を確保するための体制

(1)取締役会は，当社およびグループ会社の業務執行について定期的な報告をさせ，重要事項については，当社の取締役会における決裁を行います。

(2)企業行動規範委員会が決めた当社の企業理念および企業行動規範は，グループ会社共通に適用します。また，グループ会社の社員への教育訓練も，企業行動規範委員会が指導・監督します。

6. 監査役を補助すべき社員（補助社員）に関する事項

(1)当社は，監査役の求めによって，補助社員として，適切な人材を配置します。

(2)補助社員の人事考課は，監査役が行い，人事異動および処遇や処分の決定は監査役と取締役との協議により行います。

(3)当社は，補助社員を監査役の補助に専任させることとします。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

(1)当社およびグループ会社の取締役，監査役および使用人は，会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果について当社監査役会へ報告します。

(2)当社およびグループ会社の取締役，監査役および使用人は，会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見した場合は，直ちに当社監査役会に報告します。

(3)当社およびグループ会社は，監査役に報告をした者が報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないようにします。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は，グループ会社の調査を必要に応じて行うことができ，取締役および執行役員は必要な協力を行います。

(2)監査役は，顧客および取引先からの情報を必要に応じて適切に得ることができ，取締役および執行役員は必要な協力を行います。

（3）当社は，監査役が監査を行うために必要な費用を負担します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と取引および交際をせず，金銭その他の経済的な利益を提供しません。
また，反社会的行為には組織的に対応するとともに，必要に応じて法的措置を講ずるものとし，平素から警察等外部の専門機関と連携し，反社会的勢力排除のための取り組みを行います。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

